

資料4 諸外国におけるBEPS最終報告書への対応状況・動向調査(Ⅱ)

【2016年3月30日時点】

		日本(OECD加盟)	米国(OECD加盟)	英国(OECD加盟)	ドイツ(OECD加盟)	フランス(OECD加盟)	オランダ(OECD加盟)	アイルランド(OECD加盟)
概要		【改正・対応済み】 マスターファイルと国別報告書の提出義務化、ローカルファイルの同時文書化(平成28年度税制改正)	【対応予定】 国別報告書の導入に関する規則案が2015年12月に公表されたが、法制化の有無は不明 マスターファイル、ローカルファイルについての導入の有無は不明	【改正・対応済み】 国別報告書の提出義務化 マスターファイル、ローカルファイルについての導入の有無は不明	【改正・対応済み】 国別報告書の提出義務化 マスターファイル・ローカルファイルの実施のための修正を検討	【改正・対応済み】 国別報告書の提出義務化 マスターファイル、ローカルファイルについての導入の有無は不明	【改正・対応済み】 国別報告書の提出義務化及びマスターファイル、ローカルファイルの作成義務化	【改正・対応済み】 国別報告書の提出義務化 マスターファイル、ローカルファイルについての導入の有無は不明
国別報告書	適用開始時期	2016年4月1日以後開始会計年度	未確定 ※早くても2017年度1月1日以降開始会計年度となる見込み	2016年1月1日以降開始会計年度	2016年又は2017年以降開始会計年度	2016年1月1日以降開始会計年度	2016年1月1日以降開始会計年度	2016年1月1日以降開始会計年度
	提出義務者	連結総収入金額が1,000億円以上の多国籍グループの最終親事業者等	総収入金額が850百万ドル超の多国籍企業グループの最終親事業者等	連結総収入金額が750百万ユーロ以上の多国籍企業グループの最終親事業者等		連結総収入金額が750百万ユーロ以上の多国籍企業グループの最終親事業者等	連結総収入金額が750百万ユーロ以上の多国籍企業グループの最終親事業者等	連結総収入金額が750百万ユーロ以上の多国籍企業グループの最終親事業者等
	提出時期	最終親事業者の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日	会計年度終了から12か月以内	会計年度終了から12か月以内	検討中	会計年度終了から12か月以内	会計年度終了から12か月以内	会計年度終了から12か月以内
	使用言語	英語	英語	英語		未確定	英語又はオランダ語	英語
	罰則等	罰則あり	罰則あり	罰則あり		罰則あり	罰則あり	罰則あり
	2016年1月27日付け情報交換合意への署名の有無	有	無	有	有	有	有	有
マスターファイル	適用開始時期	2016年4月1日以後開始会計年度					2016年1月1日以降開始会計年度	
	作成・提出義務者	連結総収入金額が1,000億円以上の多国籍グループの内国法人	不明	不明	検討中	不明	連結総収入金額が5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループのオランダに所在する会社	不明
	作成・提出時期	最終親事業者の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日					確定申告書の提出期限までに作成 当局の求めに応じて提出	
	使用言語	日本語または英語					英語又はオランダ語	
	罰則等	罰則あり					納税者への証明責任の転換	
ローカルファイル ※米国、英国、ドイツ、フランス、アイルランド、インド、インドネシア、シンガポールについては現行制度を記載	適用開始時期	2017年4月1日以後開始事業年度	現行制度	現行制度	現行制度	現行制度	2016年1月1日以降開始会計年度	現行制度
	作成・提出義務者	国外関連取引を行った法人 ※一定(国外関連者との前期の取引金額が50億円未満、かつ、無形資産取引金額が3億円未満)の場合には同時文書化義務が免除される	関連者取引を行った納税者	原則として、中小企業(従業員が250人未満かつ連結の売上が50百万ユーロ又は/及び資産が43百万ユーロ以下の企業)以外の会社	関連者間での有形資産取引の受取対価が5百万ユーロ未満であり、その他の関連者間取引が50万ユーロ未満である小規模の会社については、文書化が免除	総資産または売上高が400百万ユーロ超である会社	連結総収入金額が5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループのオランダに所在する会社	中小企業(従業員が250人未満かつ連結の売上が50百万ユーロ又は/及び資産が43百万ユーロ以下の企業)以外の会社
	作成・提出時期	同時文書化義務あり(確定申告書の提出期限までに作成) 当局の要求から45日以内に提出	同時文書化義務あり 当局の要求から30日以内に提出	同時文書化義務なし 当局の要求から30日以内に提出	同時文書化義務あり 当局の要求から30日以内又は60日以内に提出	同時文書化義務あり 簡易移転価格文書については、申告書提出期限から6か月以内に提出	同時文書化義務あり 当局の求めに応じて提出	同時文書化義務あり 当局の要求から21日以内に提出
	使用言語	特段指定なし	英語	英語	ドイツ語。要請により、その他の言語での作成も可能	外国語での文書作成も可能だが、フランス語への翻訳が求められる可能性がある。簡易移転価格文書についてはフランス語	英語又はオランダ語	英語又はアイルランド語
	罰則等	推定課税及び同業者調査	罰則あり	罰則あり	推定課税及び罰金	罰則あり	納税者への証明責任の転換	罰則あり

資料4 諸外国におけるBEPS最終報告書への対応状況・動向調査（Ⅱ）

【2016年3月30日時点】

		EU	中国(G20)	インド(G20)	インドネシア(G20)	シンガポール	タイ
概要		【改正・対応済み】 EU加盟国は国別報告書を提出することを義務付けるために必要な措置を講じなければならないとされている	【対応予定】 討議草案においてマスターファイル、ローカルファイル、特殊事項ファイル及び国別報告書等の移転価格文書の作成・提出義務が記載されている	【対応予定】 マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書等の導入を予算案にて提言	【対応予定】 マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書等の導入を予定	【その他】 2015年1月に公表されたガイドラインにおいて移転価格文書の作成が義務化	【その他】 移転価格に関する書類の提出義務又はステートメントの開示義務を課す改正法が審議中
国別報告書	適用開始時期	2016年1月1日以降開始会計年度	未確定	2017年4月1日以降開始会計年度	検討中	未対応	未対応
	提出義務者	連結総収入金額が750百万ユーロ以上の多国籍企業グループの最終親事業体等	連結収入が50億元超の多国籍グループの最終親事業体等	連結総収入金額が750百万ユーロ超の多国籍企業グループの最終親事業体等			
	提出時期	会計年度終了から12か月以内	未確定	法人税申告書の提出時等			
	使用言語	加盟国は自由に使用言語を選択できる		未確定 ※既存の移転価格文書が英語であることから、英語であると予測される			
	罰則等	-		罰則あり			
	2016年1月27日付け情報交換合意への署名の有無	-	無	無			
マスターファイル	適用開始時期	-	未確定	検討中	検討中	未対応	未対応
	作成・提出義務者		当年度に発生した関連売買金額が2億人民元以上若しくは関連売買取引以外のその他の関連取引金額が4,000万人民元以上の者、又は負担する機能及びリスクが限定的であるが欠損が生じている者				
	作成・提出時期		関連者間取引が発生した年度の翌年5月31日までに作成すると共に、税務当局から要求された場合、20日以内に提出				
	使用言語		中国語				
	罰則等		罰則あり				
ローカルファイル	適用開始時期	-	未確定	現行制度	現行制度	現行制度	未対応
	作成・提出義務者		当年度に発生した関連売買金額が2億人民元以上若しくは関連売買取引以外のその他の関連取引金額が4,000万人民元以上の者、又は負担する機能及びリスクが限定的であるが欠損が生じている者	関連者取引を行った納税者で、関連者間の年間国際取引総額が1,000万ルピーを超える会社又は関連者間の一定の国内取引の年間総額が2億ルピーを超える会社	関連者との取引金額合計が取引先毎に年間100億インドネシアルピア以上ある会社	性質及び金額が一定の要件を満たす関連者間取引を行った納税者	
	作成・提出時期		※米国、英国、ドイツ、フランス、アイルランド、インド、インドネシア、シンガポールについては現行制度を記載 同時文書化義務あり 関連者間取引が発生した年度の翌年5月31日までに作成すると共に、税務当局から要求された場合、20日以内に提出	同時文書化義務あり 当局の要求から30日（最大60日まで延長可）以内に提出	同時文書化義務あり 当局の要求から7日（最大30日まで延長可）以内に提出	同時文書化義務あり 当局の要求から30日以内に提出	
	使用言語		中国語	英語	法令上の指定は特になく、インドネシア語・英語も認められているが、英語の場合は翻訳を求められる可能性がある	英語	
	罰則等		罰則あり	罰則あり	罰則なし	1,000SGD以下の罰金または6ヶ月の以下の懲役	